

令和8年8月3日

お知らせ

課 名	危機管理課	建築指導課
担 当	山本	喜多、西脇
内 線	2220	4392、4395
直 通	086-226-7293	086-226-7499

令和8年熊本地震の被災地に被災建築物応急危険度判定士を派遣します

国土交通省から、被災建築物応急危険度判定士の派遣要請があり、下記のとおり、判定士を派遣しますので、お知らせします。

記

- 1 出 発 式 令和8年8月4日（火）午前8時30分～ 県庁前広場
- 2 活 動 期 間 令和8年8月5日（水）～7日（金）（予定）
- 3 派遣職員数 2名（建築指導課職員）
※ 岡山市からも職員2名を派遣します。
- 4 活 動 地 域 熊本県八代市 ほか（予定）

【裏面あり】

被災建築物の応急危険度判定について

被災建築物の応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。なお、り災証明のための被害調査とは異なる。

判定を行うのは都道府県知事の認定を受けた被災建築物応急危険度判定士である。

被災自治体が判定を実施することが基本であるが、大規模災害等の場合には、要請に基づき、全国被災建築物応急危険度判定協議会のネットワークを通じて、広域支援が行われる。

【参考】

(1) 判定士の認定及び登録要件

建築士若しくは同等の知識、能力を有する者として
知事が認めた者で、講習を修了した者。

(2) 県内判定士数（令和8年8月3日現在）

計 931 名：公務員 330 名、民間 601 名

(3) 県内判定士等による判定実績

平成 7 年 兵庫県南部地震（神戸市等）※制度制定前

平成 12 年 鳥取県西部地震（新見市及び旧大佐町）

平成 28 年 熊本地震（熊本市、益城町等）

鳥取県中部地震（倉吉市、三朝町等）



判定ステッカー

（判定結果は、3 種類のステッカーで、見やすい位置に表示する）

調査済
INSPECTED

調査日時 年 月 日 時刻 場所 調査士

（緑色）

要注意
LIMITED ENTRY

調査日時 年 月 日 時刻 場所 調査士

（黄色）

危険
UNSAFE

調査日時 年 月 日 時刻 場所 調査士

（赤色）